

第 17 号 議 案

敦賀市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例制  
定の件

敦賀市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を次のように  
制定する。

令和 8 年 2 月 25 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

## 敦賀市条例第 号

### 敦賀市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

#### (趣旨)

第1条 地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育むとともに、地域の連携及び交流を深め、もって地域全体の活性化を図るため、地域コミュニティ活動及び社会教育・生涯学習活動の拠点として、敦賀市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、別表第1に定めるとおりとする。

#### (職員)

第3条 コミュニティセンターに必要な職員を置く。

#### (使用の許可)

第4条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付すことができる。

#### (使用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の宗教に利用されると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に

暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 管理上支障があると認められるとき。

(6) その他市長が不適當であると認めるとき。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にコミュニティセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第4条第2項の条件に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。

2 市長が特別の事由があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の許可)

第10条 使用者は、コミュニティセンターの使用に当たって特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、コミュニティセンターの使用を終了したとき、第7条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき、又は前条の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

(入館の制限及び退去)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、コミュニティセンターへの入館を禁止し、又はコミュニティセンターから退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは危険を及ぼし、又は公の秩序、善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(2) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失した者は、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(コミュニティセンター運営審議会)

第14条 各コミュニティセンターにコミュニティセンター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(敦賀市公民館設置及び管理に関する条例の廃止)

第2条 敦賀市公民館設置及び管理に関する条例（昭和55年敦賀市条例第15号）は、廃止する。

(準備行為)

第3条 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

第4条 施行日前に、この条例による廃止前の敦賀市公民館設置及び管理に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 施行日前に、廃止前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
公設地方卸売市場 運営協議会委員	(略)	(略)	公設地方卸売市場 運営協議会委員	(略)	(略)
<u>コミュニティセン ター運営審議会委</u>	日額	6,500	<u>公民館運営審議会 委員</u>	日額	6,500

員					
図書館協議会委員	(略)	(略)	図書館協議会委員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
区分	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び	宿泊手当 (1夜につき)	区分	鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び	宿泊手当 (1夜につき)
職名	包括宿泊費		職名	包括宿泊費	
(略)	職員の旅費支給に関する条例 (昭和26年敦賀市条例第16号) の市長の例による。	円 2,400	(略)	職員の旅費支給に関する条例 (昭和26年敦賀市条例第16号) の市長の例による。	円 2,400
スポーツ振興審議会委員			スポーツ振興審議会委員		
コミュニティーセンター運営審議会委員			公民館運営審議会委員		
文化財保護審議会委員			文化財保護審議会委員		
(略)			(略)		

(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例 (昭和39年敦賀市条例第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(過半数議決) 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第1項第11号の規定により、公の	(過半数議決) 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第96条第1項第11号の規定により、公の

施設について長期かつ独占的な利用をさせようとするとき、議会の議決を得なければならないものは、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>コミュニティセンター</u> (6)～(19) (略)	施設について長期かつ独占的な利用をさせようとするとき、議会の議決を得なければならないものは、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>公民館</u> (6)～(19) (略)
---	--

(敦賀市財政状況公表条例の一部改正)

第7条 敦賀市財政状況公表条例（昭和27年敦賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表の方法及び閲覧) 第4条 「財政事情」は、次の場所に於て公表の日から6ヶ月間一般の縦覧に供す。 (1)・(2) (略) (3) <u>敦賀市コミュニティセンター</u> (4)・(5) (略)	(公表の方法及び閲覧) 第4条 「財政事情」は、次の場所に於て公表の日から6ヶ月間一般の縦覧に供す。 (1)・(2) (略) (3) <u>敦賀市公民館</u> (4)・(5) (略)

(敦賀市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 敦賀市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成15年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(業務) 第5条 センターは、次の業務を行う。 (1)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u>	(業務) 第5条 センターは、次の業務を行う。 (1)～(6) (略) <u>(7) 公民館に関すること。</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u>

(9) (略)	(10) (略)
(10) (略)	(11) (略)
(11) (略)	(12) (略)

別表第1 (第2条関係)

コミュニティセンター名	位置
敦賀市北コミュニティセンター	敦賀市曙町11番91号
敦賀市南コミュニティセンター	敦賀市本町2丁目1番20号
敦賀市西コミュニティセンター	敦賀市三島町2丁目19番8号
敦賀市松原コミュニティセンター	敦賀市新松島町22番48号
敦賀市東浦コミュニティセンター	敦賀市五幡32号8番地の1
敦賀市東郷コミュニティセンター	敦賀市井川33号12番
敦賀市中郷コミュニティセンター	敦賀市羽織町36番地の1
敦賀市愛発コミュニティセンター	敦賀市疋田37号1番地
敦賀市栗野コミュニティセンター	敦賀市御名53号19番地

備考

- 1 東郷コミュニティセンターグラウンドは、敦賀市井川24号2番地に置く。
- 2 愛発コミュニティセンターグラウンドは、敦賀市疋田30号4番地の1に置く。

別表第2 (第8条関係)

- 1 市内に住所を有する者が非営利目的で使用する場合

施設名	区分	午前	午後	夜間
			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで
ホール		円 300	円 700	円 1,000
研修室		200	500	600
調理室		600	1,500	2,000
体育館 (東郷コミュニティセンターに限る。)		2,000	2,000	2,000

体育館 (愛発コミュニティセンターに限る。)	1,000	1,000	1,000
グラウンド (東郷コミュニティセンター及び愛発コミュニティセンターに限る。)	無料		

## 2 市内に住所を有する者が営利目的で使用する場合

施設名	区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール		円 3,200	円 4,200	円 5,800
研修室		800	1,200	1,400
調理室		2,400	3,600	4,600
体育館 (東郷コミュニティセンターに限る。)		4,000	4,000	4,000
体育館 (愛発コミュニティセンターに限る。)		2,000	2,000	2,000
グラウンド (東郷コミュニティセンター及び愛発コミュニティセンターに限る。)		3,000	3,000	

## 3 市外に住所を有する者が非営利目的で使用する場合

施設名	区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール		円 2,700	円 3,600	円 5,000
研修室		700	1,000	1,200
調理室		2,100	3,000	4,000

体育館 (東郷コミュニティセンターに限る。)	3,000	3,000	3,000
体育館 (愛発コミュニティセンターに限る。)	1,500	1,500	1,500
グラウンド (東郷コミュニティセンター及び愛発コミュニティセンターに限る。)	2,250	2,250	

#### 4 市外に住所を有する者が営利目的で使用する場合

施設名	区分	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
ホール		円 3,800	円 5,000	円 6,900
研修室		1,000	1,400	1,600
調理室		3,000	4,200	5,300
体育館 (東郷コミュニティセンターに限る。)		5,000	5,000	5,000
体育館 (愛発コミュニティセンターに限る。)		2,500	2,500	2,500
グラウンド (東郷コミュニティセンター及び愛発コミュニティセンターに限る。)		3,750	3,750	

#### 備考

1 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、市内に住所を有する者が非営利目的で使用する場合を除き、次に定める割合を乗じて得た額を加算する。

- (1) ホールを使用するときは、市内に住所を有する者が非営利目的で使用する場合の使用料の5割
- (2) 研修室又は調理室を使用するときは、市内に住所を有する者が非営利目的で使用する場合の使用料の4割

- 2 体育館又はグラウンドの半面を占有して使用する場合は、体育館又はグラウンドの項に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。
- 3 体育館を一般開放時に使用する場合は、1人当たり100円（高校生以下は50円）とし、営利目的での使用は許可しない。

#### 提案理由

地域づくり及び地域コミュニティの更なる充実を図るため、公民館をコミュニティセンターに移行したいので、この案を提出する。